八幡市総合計画審議会傍聴要領（案）

（趣旨）

第１条　この要領は、八幡市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の会議の傍聴について、必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開）

第２条　会議は、公開とする。ただし、審議会の決定により非公開とすることができる。

２　傍聴人は、会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

（傍聴人の定員）

第３条　傍聴人の定員は、会場の広さ等を勘案して会議ごとに会長が定める。

（傍聴の手続）

第４条　傍聴の受付は、先着順で行うものとする。

２　傍聴人は、開会予定時刻までに、審議会の庶務を担当する課の職員の指示に従って会場に入室するものとする。

（傍聴席に入ることができない者）

第５条　次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

⑴　凶器その他危険な物を所持している者

⑵　会議の妨害となる器物等を携帯している者

⑶　酒気を帯びていると認められる者

⑷　テープレコーダー、カメラ、ビデオカメラ等を携帯している者（第６条第１項第６号の規定により会長の許可を得た者を除く。）

⑸　その他会議を傍聴させることが不適当と認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第６条　傍聴人は、傍聴席において、次に掲げる行為をしてはならない。

⑴　会議における発言に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明すること。

⑵　談話すること、大声又は騒音を発することその他の会議の妨害となるような行為をすること。
⑶　のぼり、旗、プラカード、鉢巻、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められる物を携帯し、又は着用すること。
⑷　飲酒及び喫煙をすること。
⑸　みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をすること。
⑹　写真若しくは映像を撮影し、又は録音すること（会長の許可を得た場合を除く。）。
⑺　その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をすること。

２　傍聴人は、会長の指示に従わなければならない。

（違反に対する措置）

第７条　会長は、この要領に違反した傍聴人に対し、退場を命ずることができる。

（その他）

第８条　この要領に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この要領は、令和８年１１月１７日から実施する。